

料金表

通則

(消費税相当額の加算)

1 第 64 条 (定額制の網使用料の支払義務) から第 68 条 (手続費の支払義務) までの規定、第 95 条 (接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約) の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額 (当社の契約約款の料金表に定める料金を準用する場合は、消費税相当額を含まないものを準用するものとします。) に消費税相当額を加算した額とします。

(適用欄の取扱い)

2 接続申込者は、この料金表の適用によらない接続を要望する場合は、第 11 条 (事前調査の申込み) に規定する事前調査の申込みを行うものとします。

第 1 表 接続料金

第 1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(1) 網使用料の適用対象	<p>網使用料は、当社の指定電気通信設備が有する機能のうち、次の各号に掲げる基本的な接続機能 (第 5 条 (標準的な接続箇所) 第 1 項に規定する標準的な接続箇所において当社又は協定事業者が共通して利用可能な標準的機能をいいます。以下同じとします。)、端末回線伝送機能、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能に適用します。</p> <p>ただし、網使用料の対象とすることが適当でない場合はこの限りではありません。</p> <p>ア 番号規則に規定する電気通信番号により、音声又はデータを疎通する機能</p> <p>イ 事業者間料金精算を行うために必要となる機能</p> <p>ウ 番号案内サービス接続機能</p> <p>エ 標準信号方式対応機能</p> <p>オ 加入者交換機機能メニュー (加入者交換機においてサービスを構成するための細分化された共通的な機能を汎用的に利用できるようメニュー化したものをいいます。以下同じとします。) 利用機能</p>
(2) 当社が利用者料金の額を設定する接続形態に係る網使用料の適用	<p>別表 2 (接続形態) 第 2 表において当社が利用者料金設定事業者となる接続形態に係る網使用料については、この料金表の規定にかかわらず、協定事業者はその支払いを要しません。</p>
(3) セットアップ付秒課金の適用	<p>この料金表中加入者交換機能、市内伝送機能、中継交換機能、市内通信機能、ルーティング通信機能及び関門交換機接続ルーティング伝送機能に係る料金については、1 通信ごとの料金額及び 1 秒ごとの料金額に通信秒数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。</p>
(3)-2 事業法第 33 条第 5 項の機能に係る網使用料の適用年度	<p>2 (料金額) 2-2 第 1 欄、第 7 欄及び第 8 欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2 及び 2-5-2 の 2、2-7 並びに 2-11 第 1 欄から第 4 欄及び第 6 欄に規定する機能に係る料金額は、令和 2 年度に適用します。</p>
(4) 公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能の適用	<p>ア 公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能を利用した場合には、その料金の併せて 2 (料金額) 2-2 第 1 欄に規定する加入者交換機能に係る料金の支払いを要するものとします。ただし、公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能を市内通信機能と併せて利用する場合は、加入者交換機能に替えて 2-11 第 1 欄に規定する市内通信機能に係る料金の支払いを要するものとします。</p> <p>イ 2 (料金額) 2-10-1 第 1 欄又は第 2 欄に規定する機能については、2-10-1 に掲げる料金額に、2-10-2 に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-10-2 に掲げる料金額の算定にあたっては、前年度</p>

	<p>の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績（公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る実績トラヒックをいいます。以下同じとします。）を把握したときに、それらと前年度末に適用される合算番号単価（事業法第106条に基づき指定された基礎的電気通信役務支援機関（以下「支援機関」といいます。）において同法第110条に基づき総務大臣の認可を受けた負担金の額の算定に用いた合算番号単価であって平成18年総務省告示第429号の規定により算定した合算番号単価（修正合算番号単価を含みます。）をいい、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）第27条第3項の規定により支援機関から公表された適格電気通信事業者ごとの番号単価を合算したものをいいます。以下同じとします。）を用いて料金額を再算定（2-10-1に掲げる料金額を変更するときに行うものとします。）してその事業年度の4月1日に遡及して適用するものとし、各事業年度の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績を把握したときは、その加算料と、その事業年度の各月に適用すべき合算番号単価にその事業年度の各月末の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数を乗じて得た額の合計をその事業年度の算定対象需要実績で除して得た額との差額を、協定事業者と精算するものとします。</p>
<p>(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例</p>	<p>ア 協定事業者は、2（料金額）2-8（第4欄及び第5欄を除きます。）又は2-11（第12欄から第20欄を除きます。）に規定する機能を利用したときは、その利用に関して料金表第1表第1に掲げる他の機能に係る料金の支払いを要しません。</p> <p>イ 2-2第9欄若しくは第10欄（ア(イ)欄及びイ(ア)欄を除きます。）、2-4第4欄（イ欄を除きます。）、2-4の2、2-7の2又は2-13第2欄（ウ欄を除きます。）に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。</p> <p>(ア) 2-2第9欄ア(ア)欄及び第10欄ア(ウ)欄、2-4第4欄ア欄並びに2-13第2欄エ欄</p> <p>(イ) 2-2第9欄ア(イ)欄及び第10欄ア(ア)欄、2-4第4欄ウ欄、2-7の2並びに2-13第2欄ア欄又はイ欄</p> <p>(ウ) 2-2第9欄ア(ウ)欄及び第10欄ア(イ)欄、2-4第1欄、2-4の2、2-7の2並びに2-13第2欄ア欄</p> <p>(エ) 2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(イ)欄、2-4第4欄ア欄並びに2-13第2欄エ欄</p>
<p>(6) 特定機能の提供に係る特定協定事業者の網使用料の適用の特例</p>	<p>協定事業者は、2（料金額）2-7又は2-8に規定する機能（以下「特定機能」といいます。）を利用したときは、当社にその料金を支払うものとし、特定機能を構成する特定協定事業者の電気通信設備の部分について支払いを要しません。協定事業者は、特定端末系事業者との接続により、特定端末系事業者の特定機能に含めて特定端末系事業者に料金を支払う当社の指定電気通信設備の部分については支払いを要しません。</p>
<p>(7) 役務区間単位料金による接続専用回線等に係る料金の適用</p>	<p>利用者料金が役務区間単位料金であるときの接続専用回線、総合デジタル通信サービス契約約款に定める相互接続通信路設定機能を利用するサービス等に係る料金については、当社の契約約款等に規定するところにより当社の契約者が支払うものとし、協定事業者は2（料金額）2-1-1-1第2欄から第4欄、2-1の2又は2-6に掲げる網使用料の支払いを要しません。</p>
<p>(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用</p>	<p>2（料金額）2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。</p> <p>ア 端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄及び2-1-1-2第1欄に限ります。以下第12欄までにおいて同じとします。）については、専用サービス契約約款に規定する線式等の区別に準じて基本料及び加算料を適用します。</p> <p>イ 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金又は料金表第2表第1（工事費）2-1第13欄に掲げる工事費の適用がない場合の端末回線伝送機能（2</p>

- ー 1-1-1 第3欄に限り、2 (料金額) 2-1-1-1 に掲げる料金額に2-1-1-2 第1欄ア欄又はイ(7)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。
- ウ 2 (料金額) 2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能については、2-1-1-1 に掲げる料金額に2-1-1-2 第1欄イ(4)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。
- エ 回線終端装置を利用する場合については、第1表(接続料金)第2(網改造料)1-1(網改造料の対象となる機能)第6968欄を適用するときを除き、2 (料金額) 2-1-1 に掲げる料金額に2-1-2 第1欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。
- オ 利用者の建物内の当社の光屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2-1-1-1 第6欄ア欄又は2-1-1-2 第2欄ア(7)欄に掲げる料金額に2-1-2 第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-1-2 第2欄イ欄に規定する機能に係る保守の区別については、一体として利用する光信号分岐端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。
- カ 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1 に掲げる料金額に、2-1-1-2 第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2 第2欄ア(7)③欄又はイ(4)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2 第2欄イ(4)欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2 第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又はイ(4)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2 第2欄イ(7)欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2 第2欄イ(4)欄に規定する加算料を適用します。
- キ 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ(7)欄又はイ(4)欄(1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの(以下「1Gbit/s タイプ」といいます。))に限り、規定する機能については、2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能と組み合わせて適用する場合があります。この場合において、2-1の4に規定する機能を組み合わせて適用しないときの1の光信号主端末回線収容装置に収容できる光信号端末回線は、2-1-1-1 第2欄ウ(7)欄を適用する場合は1を、2-1-1-1 第2欄ウ(4)欄(1Gbit/s タイプに限り、)を適用する場合は8を限度とします。
- ク 光信号端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、その設置の態様に応じて、2 (料金額) 2-1-1-1 第6欄に掲げる料金額に2-1-1-2 第3欄第4欄ア欄に掲げる料金額及びイ欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離にイ欄に掲げる料金額を乗じた額(ア欄と同時に適用する場合に限り、)を加えた額を適用します。ただし、2の光信号端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、1の2-1-1-2 第3欄第4欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。
- ケ 2 (料金額) 2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能について、2-1の3に規定する機能を一体として利用する場合にあっては、2-1-1-1 第6欄ア(7)欄に掲げる料金額を適用します。
- コ 2 (料金額) 2-1-1-1 第7欄に規定する機能については、協定事業者は、その利用する同欄の機能に係る全ての回線について同一の選択(同欄ア欄又はイ欄のいずれかの選択をいいます。)をすることを要します。
- サ 2 (料金額) 2-1-1-1 第4欄イ欄に規定する機能については、第64条(定額制の網使用料の支払義務)の規定にかかわらず、第37条の2(DSL回線の回線調整工事)第2項又は第3項の規定により、DSL回線の回線収容替えを行って第2群(収容に係る利用制限が設けられているものに限り)の

	<p>伝送システムを用いるDSL回線をカッド内に単独收容する場合は、その回線收容替えを実施した日からその日を含む月の末日までの間、従前の機能に係る料金を適用します。</p> <p>シ 2（料金額）2-1-1-1第5欄に規定する機能については、2-1の2に規定するISM折返し機能と組み合わせて適用します。</p> <p>ス～セソ 削除</p> <p>ソ タ 2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせて適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(ア)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(ア)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する基本料を適用します。</p> <p>タ 2（料金額）2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる加算料については、<u>左欄に掲げる料金額を適用します。ただし、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合は、左欄に掲げる料金額に代え、右欄に掲げる料金額を適用するものとしします。</u></p> <p>チ 2-1-1-1第4欄ア(イ)欄及びイ(イ)欄に規定する機能に係る保守の区別については、その電話重畳する当社の電話サービスの契約者回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>ツ 2-1-1-1第5欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第4欄第5欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>テ 協定事業者が、2-1-1-1第4-2欄に係る機能を利用するときは、当社は、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-4欄において接続を行うために新たに設置するケーブルに係る工事の内容等について協定事業者と事前に協議するものとし、協定事業者は、当該機能に係る料金額とは別に、当該ケーブルに係る費用の支払いを要します。</p> <p>ト 2（料金額）2-1-1-1第9欄に掲げる料金額は、当社のLAN型通信網サービス契約約款に規定するLAN型通信網サービス（相互接続点と端末設備等との間に限った通信に係るものに限ります。以下この料金表において同じとします。）の品目の区分に応じて適用するものとしします。この場合において、2-1-1-2第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>ナ 2（料金額）2-1-1-1第9欄に規定する機能に係る端末回線がその端末回線を收容する伝送装置が設置された通信用建物において終端する場合は、同欄に掲げる料金額から第3欄ウ(ウ)欄及び2-1-1-2第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を減じた額を適用します。</p> <p>ニ 第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第1項の規定に基づき、複数年段階料金を適用する間においては、力の規定にかかわらず、2（料金額）2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2の2に掲げる料金額及び2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>ヌ 第34条の13第1項の規定に基づき、複数年段階料金を適用する間においては、2（料金額）2-1-1-1の2に規定する機能については、2-1-1-1の2に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額</p>
--	--

	<p>を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>ネ 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して3年が経過した後も当該回線との接続を継続する場合は、当該回線について2（料金額）2-1-1-1（基本料）第6欄イ欄又は2-1-1-2（加算料）第2欄イ欄に規定する料金額を適用します。</p> <p>ノ 2（料金額）2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄に規定する機能について、保守用光信号主端末回線収容装置（光信号主端末回線収容装置の冗長化を可能とするものをいいます。以下同じとします。）を利用する場合は1光信号伝送装置ごとの料金額、1保守用光信号主端末回線収容装置ごとの料金額及び光信号主端末回線収容装置ごとの料金額にその光信号伝送装置に設置する光信号主端末回線収容装置数を乗じて算定した料金額を合計した額を、保守用光信号主端末回線収容装置を利用しない場合は1光信号伝送装置ごとの料金額及び光信号主端末回線収容装置ごとの料金額にその光信号伝送装置に設置する光信号主端末回線収容装置数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。これらの場合において、1の光信号伝送装置に設置できる光信号主端末回線収容装置は15を、保守用光信号主端末回線収容装置は1を限度とします。</p>
(8)-2 加入者交換機機能メニュー利用機能に係る料金の適用	<p>着信課金番号ポータビリティを行うため、加入者交換機機能メニュー利用機能を利用する場合は、移転先事業者がその支払を要するものとし、その他の場合において当該機能を利用するときは、別表2第4表（従量制網使用料支払事業者）に規定するところによります。</p>
(8)-3 優先接続機能に係る料金の適用	<p>優先接続機能に係る料金については、当該機能を利用して接続する協定事業者のうち、優先接続番号を有する協定事業者が支払うものとし、</p>
(8)-4 一般番号ポータビリティ実現機能に係る料金の適用	<p>ア 一般番号ポータビリティ実現機能に係る料金については、2（料金額）2-2第4欄に掲げる料金額に、各々の協定事業者（この欄において移転先事業者をいいます。）の暦月末日時点の一般番号ポータビリティに係る電気通信番号数（当社の接続対象地域内における電気通信番号数に限ります。）を協定事業者の暦月末日時点の一般番号ポータビリティに係る電気通信番号数（当社の接続対象地域内における電気通信番号数に限ります。）及び特定端末系事業者と協定を締結している電気通信事業者の暦月末日時点の一般番号ポータビリティに係る電気通信番号数（特定端末系事業者の接続対象地域内における電気通信番号数に限ります。）の合計（一般番号ポータビリティの仕組みを利用する当社及び特定端末系事業者の音声利用IP通信網サービスに係る電気通信番号数を含みます。）で除して算定した比率を乗じて得た額を、各協定事業者に適用します。</p> <p>イ 一般番号ポータビリティ実現機能に係る料金に相当する額については、その機能を利用した通信に係る利用者料金を設定する電気通信事業者が負担することとなりますが、当社は、その機能に係る料金について、接続料規則第15条の2ただし書の規定に基づき、アのとおり適用するものとし、</p>
(8)-5 削除	<p>—————</p>
(8)-6 加入者交換機回線対応部専用機能に係る料金の適用	<p>2（料金額）2-2第7欄に掲げる網使用料については、当社の加入者交換機とそれに対向して接続する協定事業者の交換機との間の区間（両端の交換機及び伝送装置等により構成されるものをいいます。）ごとの加入者交換機接続回線（加入者交換機又はその交換機の伝送装置と接続するための接続回線をいいます。以下同じとします。）数に応じて適用します。</p>
(8)-7 中継交換機回線対応部専用機能に係る料金の適用	<p>2（料金額）2-4第2欄に掲げる網使用料については、当社の中継交換機とそれに対向して接続する協定事業者の交換機との間の区間（両端の交換機及び伝送装置等により構成されるものをいいます。）ごとの中継交換機接続回線（中継交換機又はその交換機の伝送装置と接続するための接続回線をいいます。以下同じと</p>

	します。) 数に応じて適用します。
(8)-8 中継交換機 接続用伝送装置 利用機能に係る 料金の適用	2 (料金額) 2-5-2の2に掲げる網使用料については、当社の中継交換機が設置されている通信用建物とその交換機に対向して接続する協定事業者の交換機が設置されている建物との間の区間ごとの中継交換機接続回線数に応じて適用します。
(8)-9 加入者交換機回線対応部共用機能及び中継交換機回線対応部共用機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-2第8欄及び2-4第3欄に掲げる網使用料については、2-5-1に規定する機能を利用した場合において適用します。
(8)-10 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-2第6欄に掲げる網使用料については、2-2第1欄に掲げる機能及び2-8第2欄に掲げる機能並びに2-11第1欄及び第2欄に掲げる機能を利用した場合において適用します。
(8)-11 一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能に係る料金の適用	ア 2 (料金額) 2-2第10欄ア(イ)欄又はイ(7)欄及び2-13第2欄ウ欄については、組み合わせて適用します。 イ 2-2第10欄ア(イ)欄又はイ(7)欄に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月末における見込み契約数(第50条(トラヒック又は回線数等の通知)第3項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいます。)を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。 ウ 2-13第2欄ウ欄に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月における見込み送受信データ量(第50条第3項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいます。)を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。
(9) 中継伝送専用機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-5-2に規定する中継伝送専用機能の料金については、利用する区間ごとに、次に掲げる方法により適用します。 ア 中継伝送専用機能については、利用形態ごとに2-5-2-1のア欄からウ欄に掲げる料金額を適用します。 イ 2-5-2-1ウ欄の場合において、中継伝送専用機能を利用する区間の距離が10kmを超える場合は、ウ欄に掲げる料金額に2-5-2-2第1欄に掲げる料金額を10kmを超える10kmごとに加えた額を適用します。この場合において、中継伝送専用機能を利用する区間の距離は、専用サービス契約約款中回線距離の測定の規定を準用して測定します。 ウ 2-5-2-1イ欄又はウ欄の場合であって、単位料金区域ごとに当社が別に定める通信用建物と異なる同一単位料金区域内の通信用建物に設置された市外中継交換機を利用するため第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第3欄に規定する箇所で接続する場合又は単位料金区域ごとに当社が別に定める通信用建物と異なる同一単位料金区域内の通信用建物において第5条第1項表中第3欄又は第4欄に規定する箇所で接続する場合は、イ欄又はウ欄に掲げる料金額に2-5-2-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。 エ 2-5-2-1に規定する利用回線数による料金については、次に掲げる方法により適用します。 (7) 回線数が672回線までの場合は、2-5-2-1(7)欄に掲げる料金額を適用します。ただし、その額が2-5-2-1(イ)欄に掲げる672回線ごとの料金額を越える場合は、2-5-2-1(イ)欄に掲げる672回線ごとの料金額を適用します。 (イ) 回線数が672回線を超え2,016回線までの場合は、2-5-2-1(イ)欄に掲げる672回線相当の料金額に、回線数から672回線を減じた回線数について上記(7)により算出した料金額を加えた額を適用します。ただし、その額が2-5-2-1(ウ)欄に掲げる2,016回線ごとの料金額を超える場合

	<p>は、2-5-2-1 (ウ)欄に掲げる2,016回線ごとの料金額を適用します。</p> <p>(ウ) 回線数が2,016回線を超える場合は、2-5-2-1 (ウ)欄に掲げる2,016回線相当の料金額に、回線数から2,016回線を減じた回線数について上記(ア)又は(イ)により算出した料金額を加えた額を適用します。この場合において、回線数から2,016回線を減じた回線数が、2,016回線を超える場合も同様に適用します。</p> <p>オ 2-5-2-2に規定する利用回線数による料金については、上記エを準用することとし、「672回線相当の料金額」とあるのは「672回線ごとの料金額」と、「2,016回線相当の料金額」とあるのは「2,016回線ごとの料金額」と読み替えるものとします。</p>
(10) 通信路設定 伝送機能に係る 料金の適用	<p>2 (料金額) 2-6に規定する通信路設定伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。</p> <p>ア 通信路設定伝送機能について、分岐回線以外については2-6-1、分岐回線については2-6-2に掲げる料金額を適用します。</p> <p>イ 通信路設定伝送機能の基本料については、通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域の場合は2-6-1-1の料金額欄の右欄に掲げる料金額を、それ以外の場合は同料金額欄の左欄に掲げる料金額を適用します。</p> <p>ウ 通信路設定伝送機能については、専用サービス契約約款に規定する専用サービスの種類（一般専用サービス（以下「一般専用」といいます。）、高速デジタル伝送サービス（以下「高速デジタル伝送」といいます。）、品目、サービスクラス（以下「クラス」といいます。）の区別に準じて、また同一の保守の区別により基本料及び加算料を適用します。</p> <p>エ 2-6-1-1の料金額欄の左欄に掲げる料金額を適用する場合において、通信路設定伝送機能を利用する区間の距離が10kmを超える場合は、2-6-1-1の料金額欄の左欄に掲げる料金額に2-6-1-2の料金額欄の左欄に掲げる料金額を10kmを超える10kmごとに加えた額を適用します。この場合において、通信路設定伝送機能を利用する区間の距離は、専用サービス契約約款中回線距離の測定の規定を準用して測定します。</p> <p>オ 単位料金区域ごとに当社が別に定める通信用建物と異なる通信用建物において、第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第5欄に規定する箇所て接続する場合は、2-6-1-1に掲げる料金額に2-6-1-2の料金額欄の右欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p>
(10)-2 光信号中 継伝送機能に係 る料金の適用	<p>ア 一般光信号中継伝送機能に係る基本料については、一般光信号中継伝送機能を利用する区間の距離に2 (料金額) 2-5-3-1に掲げる料金額を乗じて適用します。この場合において、一般光信号中継伝送機能を利用する区間の距離は一般光信号中継回線のケーブルの長さにより算出します。</p> <p>イ 特別光信号中継伝送機能に係る基本料の算定に用いる利用波長数は、当該機能を利用する前月末時点のものとします。また、利用波長数が変動したときには、その事業年度末において必要な精算を行うものとします。</p> <p>ウ 光信号中継回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、その設置の態様に応じて、2 (料金額) 2-5-3-1について上記アを適用して算出した料金額又は2-5-3-2に規定する料金額に2-5-3-3第1欄に掲げる料金額及び第2欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離に第2欄に掲げる料金額を乗じた額（第1欄と同時に適用する場合に限ります。）を加えた額を適用します。ただし、2の光信号中継回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合並びに光信号中継回線及び光信号端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、1の2-5-3-3に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p>
(10)-3 削除	
(10)-4 イーサ ネットフレー ム伝送機能に	<p>ア 2-6の3に規定するイーサネットフレーム伝送機能の料金については、イに規定する場合を除き、その接続の態様に応じて、2-6の3-1に掲げる料金額に、2-6の3-2に掲げる料金額及び2-6の3-3に掲げる料金額を</p>

<p>係る料金の適用</p>	<p>加えた額を適用します。この場合において、2-6の3-2の料金額についてはその機能を利用する都道府県の区域（当社が別に定める区域とする場合があります。以下、この欄及び2-6の3において同じとします。）ごとに、2-6の3-3の料金額についてはその機能を利用する単位料金区域（当社が別に定める区域とする場合があります。以下、この欄及び2-6の3において同じとします。）ごとに、それぞれ加えるものとします。</p> <p>イ イーサネットフレーム伝送機能を利用する区域を、単位料金区域に限る場合には、その接続の態様に応じて、2-6の3-1に掲げる料金額に、2-6の3-3に掲げる料金額をその単位料金区域ごとに加えた額を適用します。</p> <p>ウ 2-6の3-2又は2-6の3-3に掲げる料金額については、それぞれと組み合わせる2-1-1-1第9欄に規定する機能に係るLAN型通信網サービスの品目である伝送容量の合計値（100Mbit/sを超えて1Gbit/s未満となる場合には、100Mbit/s未満の端数を、1Gbit/s以上となる場合には、1Gbit/s未満の端数をそれぞれ切り上げた値とし、協定事業者ごとに算定します。）に応じて適用します。この場合において、伝送容量の合計値が10Gbit/sを超えるときは、10Gbit/sの符号伝送が可能なものの料金額に、当該料金額を10で除した金額を10Gbit/sを超えた1Gbit/sごとに加算して適用するものとします。</p>
<p>(11) 臨時専用契約の場合の端末回線伝送機能及び通信路設定伝送機能に係る料金の適用</p>	<p>当社の契約者が専用サービス契約約款の規定により臨時専用契約を締結する場合の通信路設定伝送機能等の料金については、該当する網使用料（加算料を含みます。）の月額額の10分の1を日額として適用します。</p>
<p>(12) 端末回線伝送機能及び通信路設定伝送機能の組み合わせ</p>	<p>端末回線伝送機能2-1-1-1第3欄及び通信路設定伝送機能については、専用サービスに準じて該当する機能を組み合わせる適用します。</p>
<p>(12)-2 削除</p>	<p>_____</p>
<p>(12)-3 端末回線伝送機能及びイーサネットフレーム伝送機能の組み合わせ適用</p>	<p>端末回線伝送機能2-1-1-1第9欄及びイーサネットフレーム伝送機能については、その接続の態様に応じて、2-1-1-1第9欄に掲げる料金額に2-6の3に掲げる料金額を組み合わせる適用します。この場合において、これらの機能を利用する協定事業者は、これらの機能に係る回線管理業務等を当社が行うために必要となる当社のソフトウェア開発等のための費用を負担することを要します。</p>
<p>(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ</p>	<p>ア 2（料金額）2-1-1-1第2欄ウ(ア)欄又はウ(イ)欄（1Gbit/sタイプに限ります。）に掲げる料金額に2-1-1-2第2欄又は2-1-1-2の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア(ア)欄に掲げる料金額を、2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄（10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの（以下「10Gbit/sタイプ」といいます。）に限ります。）に掲げる料金額に2-1-1-2第2欄又は2-1-1-2の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合は2-1の4イ欄に掲げる料金額をそれぞれ組み合わせる適用します。これらの場合において、1の光局内スプリッタ（通信用建物に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）に収容できる光信号主端末回線の数は4を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8を限度とします（以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。）。</p> <p>また、2-1-1-1第2欄ウ(ア)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は1を、2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は8を限度とします。</p>



	<p>イ 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ(7)欄に掲げる料金額に2-1-1-1 第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア欄に掲げる料金額を、2-1-1-1 第2欄ウ(4)欄(1Gbit/sタイプに限ります。)に掲げる料金額に2-1-1-1 第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合は2-1の4に掲げる料金額をそれぞれ組み合わせて適用する場合があります。これらの場合において、2-1の4ア(7)欄又はイ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに收容できる光信号端末回線の数は4を限度とし(以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大收容数が4のもの」といいます。)、2-1の4ア(4)欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに收容できる光信号端末回線の数は8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大收容数が8のもの」といいます。)</p> <p>また、2-1-1-1 第2欄ウ(7)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端末回線收容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は1を、2-1-1-1 第2欄ウ(4)欄(1Gbit/sタイプに限ります。)に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端末回線收容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は8を限度とします。</p>
(14) 削除	
(15) 共通線信号網利用機能(イ欄)に係る料金の適用	<p>ア 国際系事業者又は中継事業者(特定中継事業者を除きます。以下この欄において同じとします。)の共通線信号網利用機能(イ欄)に係る料金については、国際系事業者又は中継事業者がその支払いを要するものとし、当社は2(料金額)2-7に掲げる1制御信号ごとの料金額に、ユーザ間情報(当社又は協定事業者の契約約款等に定める利用者間で送受信する情報をいいます。以下同じとします。)を国際系事業者若しくは中継事業者に送達した時点又は国際系事業者若しくは中継事業者から受信した時点をもとに1制御信号として当社の機器により測定し算出します。</p> <p>イ 特定協定事業者の共通線信号網利用機能(イ欄)に係る料金については、特定協定事業者がその支払いを要するものとし、当社は2(料金額)2-7に掲げる1制御信号ごとの料金額を次に掲げる方法により請求します。</p> <p>(7) 発信側の信号用中継交換機が当社の場合、特定協定事業者がその支払いを要するものとし、ユーザ間情報通知1回ごとの信号数に相当する額</p> <p>(4) 発信側の信号用中継交換機が特定端末系事業者で着信側の信号用中継交換機が当社の場合、特定端末系事業者がその支払いを要するものとし、ユーザ間情報通知1回ごとの信号数に2分の1を乗じて得た額に相当する額</p>
(16) 共通線信号網利用機能(ウ欄)に係る料金の適用	<p>共通線信号網利用機能(ウ欄)に係る料金については、当社は2(料金額)2-7に掲げる1信号ごとの料金額を次に掲げる方法により請求します。</p> <p>ア 協定事業者が加入者交換機機能メニューを利用するため、当社の信号中継交換機と接続し当社の共通線信号網を利用する場合は、協定事業者がその支払を要するものとし、それぞれの信号数に相当する額</p> <p>イ 協定事業者が特定端末系事業者の加入者交換機機能メニューを利用するため、特定端末系事業者の共通線信号網を介して当社の共通線信号網を利用する場合は、特定端末系事業者がその支払を要するものとし、それぞれの信号数に2分の1を乗じて得た額に相当する額</p> <p>ウ 特定中継事業者のサービスを実現するため、当社と接続して当社の共通線信号網を利用する場合は又は発信側の信号中継交換機が当社の場合は、特定中継事業者がその支払いを要するものとし、それぞれの信号数に相当する額</p> <p>エ 特定協定事業者のサービスを実現するため、特定端末系事業者の共通線信号網を介して当社の共通線信号網を利用する場合は又は発信側の信号中継交換機が特定端末系事業者の場合は、特定端末系事業者がその支払いを要するものとし、それぞれの信号数に2分の1を乗じて得た額に相当する額</p> <p>オ 特定端末系事業者の交換機相互間を利用する場合に当社の共通線信号網を利用する場合は、特定端末系事業者がその支払いを要するものとし、その信号数</p>

	<p>に相当する額</p> <p>カ 着信課金番号ポータビリティを行うため、当社の共通線信号網を利用する場合は、移転先事業者がその支払を要するものとし、それぞれの信号数に相当する額</p> <p>キ カ 着信課金番号ポータビリティを行うため、特定端末系事業者の共通線信号網を介して当社の共通線信号網を利用する場合は、特定端末系事業者がその支払を要するものとし、それぞれの信号数に2分の1を乗じて得た額に相当する額</p>
(17) 削除	
(17)-2 番号情報データベース登録機能に係る料金の適用	<p>番号情報データベース登録機能に係る料金については、当社は2（料金額）2－8第4欄に掲げる料金額を次に掲げる方法により請求します。</p> <p>ア 協定事業者が番号情報データベース登録機能を利用するため、契約者の番号情報を登録するごとに、協定事業者がその支払いを要するものとします。</p> <p>イ 当社は、2（料金額）2－8第4欄に掲げる1番号ごとの料金額に、登録された番号情報数を乗じて得た額を請求します。</p>
(17)-3 番号情報データベース利用機能に係る料金の適用	<p>番号情報データベース利用機能に係る料金については、当社は2（料金額）2－8第5欄に掲げる料金額を次に掲げる方法により請求します。</p> <p>ア 協定事業者が番号情報データベース利用機能を利用するため、番号情報データベースに登録された番号情報を利用するごとに、協定事業者がその支払いを要するものとします。</p> <p>イ 当社は、2（料金額）2－8第5欄に掲げる1番号ごとの料金額に、利用された番号情報数（番号情報の利用用途（電話帳掲載又は番号案内に限ります。ただし、自ら利用する場合と他者から業務を受託する場合は区別して取り扱います。）ごとに計算します。）を乗じて得た額を請求します。</p> <p>ウ 協定事業者が指定した日に番号情報データベースに登録された番号情報を利用する場合は、当社は2（料金額）2－8第5欄イ欄に掲げる料金額に限り適用します。</p>
(18) 削除	
(19) リルーティング通信機能に係る料金の適用	<p>リルーティング通信機能に係る料金については、中継事業者がその支払いを要するものとします。</p>
(20) 削除	
(21) リダイレクション網使用機能に係る料金の適用	<p>リダイレクション（接続に必要な情報を取得するために、当社の電話網又は総合デジタル通信網内において通常の通信経路以外に加入者交換機、市外中継交換機及びその間の伝送路設備を使用することをいいます。以下同じとします。）網使用機能に係る料金については、その機能を利用することにより、当社の電話網又は総合デジタル通信網内の通常の通信経路を使用しない通信が完了する場合についても2（料金額）2－11備考欄に掲げる事業者がその支払を要するものとし、1通信ごとに当社の機器により測定します。</p>
(22) 削除	
(23) DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通	<p>DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通</p> <p>DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通</p>

信網回線管理機能に係る料金の適用	
(24) DSL回線故障対応機能に係る料金の適用	DSL回線故障対応機能に係る料金については、協定事業者が、2（料金額）2-1-1-1第4欄ア(イ)欄又はイ(イ)欄に規定する機能を利用する場合であって、当社の電話サービスに故障がないときにおいても協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するための対応を当社に申込みの場合に限り適用します。
(25) 光信号局内伝送機能に係る料金の適用	当社の電気通信設備（光回線設備を除きます。）と他事業者の電気通信設備を接続する光信号局内伝送路又は当該光信号局内伝送路を利用する区間若しくは2（料金額）2-1-1-2第3欄第4欄若しくは2-5-3-3に規定する機能に係る光信号局内伝送路を利用する区間において当社の光信号局内伝送路に係る故障発生時に切替することを目的として設置される予備の光信号局内伝送路（以下「光信号局内予備伝送路」といいます。）を利用する場合は、その設置の態様に応じて、2-11第19欄ア欄に掲げる料金額及びイ欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離にイ欄に掲げる料金額を乗じた額（ア欄と同時に適用する場合に限りません。）を加えた額を適用します。
(26) 端末間伝送等機能の料金の適用	<p>ア 端末間伝送等機能は、一般専用（帯域品目のうち放送利用に係るものを除きます。）及び高速デジタル伝送に適用します。ただし、専用サービス契約約款附則第11条に規定するものを除きます。</p> <p>イ 端末間伝送等機能の基本額を、専用サービス契約約款に規定する基本額とみなして、長期継続利用に係る基本額の適用及び高額利用に係る基本額の割引の適用について、専用サービス契約約款に規定されている部分を準用します。</p> <p>この場合において、当社は、長期継続利用に係る端末間伝送等機能を利用している協定事業者から、長期継続利用の廃止等があった場合に支払いを要する額を一括支払いする旨の規定を適用しないよう求める申出があったときは、次のとおりとします。</p> <p>(7) その協定事業者が端末間伝送等機能の利用を終了すると同時に他の協定事業者から端末間伝送等機能の利用の申込みがあり、当社がそれを承諾した場合であって、契約者変更がない場合には、その協定事業者とその他の協定事業者が同一の者であるものとみなして取り扱うものとします。</p> <p>(イ) その協定事業者が端末間伝送等機能の利用を終了すると同時に当社の契約約款に基づく契約（専用契約（高速デジタル伝送サービスに係るものに限ります。）又はLAN型通信網契約とし、他社料金設定回線に係るものを除きます。）の申込みがあり、当社がそれを承諾した場合であって、契約者変更がない場合又はその協定事業者が契約者となる場合には、その協定事業者とその契約の申込みを行った者が同一の協定事業者であるものとみなして取り扱うものとします。</p> <p>ウ 端末間伝送等機能については、協定事業者は、その利用する機能に係る全ての回線について同一の選択（(7)欄又は(イ)欄のいずれかの選択をいいます。）をすることを要します。</p> <p>エ 回線終端装置を利用する場合は、2（料金額）2-12-1に掲げる料金額について上記イを適用して算出した額に、2-12-2に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p>
(26)-2 削除	

<p>(27) 網同期クロック供給機能の料金の適用</p>	<p>ア 当社の網同期クロック供給機能を用いて、協定事業者と他の電気通信事業者（当社の網同期クロック供給機能の提供を受けている電気通信事業者及び特定端末系事業者を除きます。以下この欄において、他の電気通信事業者を「協定外電気通信事業者」といいます。）間との通信の同期をとる場合には、当該協定事業者は協定外電気通信事業者の数に1を加えた事業者数分の網使用料の支払いを要します。ただし、協定外電気通信事業者が当社に網同期クロック供給機能の料金に相当する額を支払う場合はこの限りではありません。</p> <p>イ 当社の網同期クロック供給機能の提供を受ける協定事業者（協定外電気通信事業者を含みます。以下この欄において同じとします。）は、特定端末系事業者の網同期クロック供給機能の提供を受けるものとします。</p>						
<p>(28) 削除</p>	<p>_____</p>						
<p>(29) 波長多重機能に係る料金の適用</p>	<p>ア 波長多重機能ア欄に係る料金については、2（料金額）2-1-1-1第2欄ウ(ア)欄又は(イ)欄（1Gbit/sタイプに限ります。）に係る料金及び2-1-1-1第6欄ア欄に係る料金と組み合わせて適用します。</p> <p>イ 波長多重機能イ欄に係る料金については、光信号多重分離機能ア(ア)欄又はイ欄に係る料金と組み合わせて適用します。</p>						
<p>(30) 保守の区別</p>	<p>第8欄及び第10欄並びに2（料金額）に掲げる保守の区別については、以下のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="443 824 1449 1305"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 824 592 857">区 別</th> <th data-bbox="592 824 1449 857">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 864 592 1261">タイプ1</td> <td data-bbox="592 864 1449 1261"> <p>以下の保守対応時間外に修理又は復旧の請求を受けたときに、その請求を受けた時刻以後の直近の保守対応時間においてその修理又は復旧に着手するもの</p> <p>ア タイプ1-1 保守対応時間が、土日祝日（1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むもの）とします。以下同じとします。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの</p> <p>イ タイプ1-2 保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1267 592 1305">タイプ2</td> <td data-bbox="592 1267 1449 1305">保守対応時間が限定されていないもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ1	<p>以下の保守対応時間外に修理又は復旧の請求を受けたときに、その請求を受けた時刻以後の直近の保守対応時間においてその修理又は復旧に着手するもの</p> <p>ア タイプ1-1 保守対応時間が、土日祝日（1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むもの）とします。以下同じとします。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの</p> <p>イ タイプ1-2 保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの</p>	タイプ2	保守対応時間が限定されていないもの
区 別	内 容						
タイプ1	<p>以下の保守対応時間外に修理又は復旧の請求を受けたときに、その請求を受けた時刻以後の直近の保守対応時間においてその修理又は復旧に着手するもの</p> <p>ア タイプ1-1 保守対応時間が、土日祝日（1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むもの）とします。以下同じとします。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの</p> <p>イ タイプ1-2 保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの</p>						
タイプ2	保守対応時間が限定されていないもの						
<p>(31) 付加機能接続機能に係る料金の適用</p>	<p>この料金表の規定にかかわらず、別表1（接続により提供する機能）の1-2に規定する付加機能接続機能に係る料金については、協定事業者は網使用料の支払いを要しません。</p>						
<p>(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用</p>	<p>ア 関門系ルータ交換機能（IPoE方式で接続する場合に限り、）イ欄に係る料金については、2（料金額）2-4第4欄に掲げる令和2年4月1日時点のIP通信網終端装置（IPoE方式で接続するものに限り、）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、IPoE接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和2年4月1日以降、その区分ごとのIP通信網終端装置等の増設等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。</p> <p>イ 前欄に規定する料金について、複数の協定事業者が同一の設置場所の区分でIP通信網終端装置を利用する場合は、各協定事業者と協議の上、その区分のIP通信網終端装置の利用状況に応じて、2（料金額）2-4第4欄に掲げる料金額について、料金表第1表第2（網改造料）1（適用）第2欄の規定を準用して按分した額を、各協定事業者に適用します。また、当社は、その具体的</p>						

	な按分方法及び各協定事業者に適用する按分後の額について接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。
--	--

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区分			単位	料金額	備考	
(1) 削除						
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ 削除	(7) 光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号主端末回線又は光局内スプリッタの最大数が1のもの (1 Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,508円 1,281円	2-1の4に係る料金は含みません。
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,508円 1,281円	
				③ ①②以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,553円 1,319円	
		(4) 光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号主端末回線又は光局内スプリッタの最大数が8のもの (1 Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号伝送装置ごとに 72,025円 76,996円	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 15,189円 15,185円	
				1 保守用光信号主端末回線収容装置ごとに 12,491円 13,440円		
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号伝送装置ごとに 72,025円 76,996円	
				1 保守用光信号主端末回線収容装置ごとに 12,491円 13,440円		

				③ ①②以外のもの	1 光信号 伝送装置 ごとに	74,186円 79,306円
					1 光信号 主端末回 線収容装 置ごとに	15,645円 15,641円
					1 保守用 光信号主 端末回線 収容装置 ごとに	12,866円 13,843円
(3) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第5欄で接続する場合)	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの			1 回線ごとに	1,379円 1,431円
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	1,379円 1,431円
				(ウ) (7) (イ) 以外のもの	1 回線ごとに	1,420円 1,474円
		イ 4線式のもの			1 回線ごとに	2,841円 2,948円
	ウ 1芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	①	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額
			②	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額
			③	令和4年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)①C欄に規定する料金額
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	①	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額
			②	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額
			③	令和4年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)②C欄に規定する料金額

			(ウ) (7) (イ) 以外のもの	①	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額				
				②	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額				
				③	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③C欄に規定する料金額				
				エ 2芯式のもの				(7)～(イ) 削除	—	—	
				(ウ) (7) (イ) 以外のもの	①	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,287円 4,561円			
					②	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,227円 4,429円			
					③	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	4,112円 4,307円			
				(4) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1～2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア イ以外のもの	(7) (イ) 以外の場合	①	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,422円 1,471円
								②	保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,422円 1,471円
								③	①②以外のもの	1回線ごとに	1,465円 1,515円
(イ) 電話重畳する場合	①	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに				43円 36円				
	②	保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに				43円 36円				



	イ 第2群の伝送システムを用いるもの（収容に係る利用制限が設けられているものであって、カド内に単独収容されているものに限ります。）	(ア) 以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,646円 1,785円	-----
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,646円 1,785円	
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,689円 1,829円	
		(イ) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	267円 350円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	267円 350円	
(4) -2 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-4欄で接続する場合）	下部端末回線により伝送を行う機能	ア	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	713円 928円	-----
		イ	保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	713円 928円	
		ウ	アイ以外のもの	1回線ごとに	734円 956円	
(5) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合）	ア 端末回線により伝送を行う機能（128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	(ア)	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	173円 177円	-----
		(イ)	保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	173円 177円	
	イ 端末回線により伝送を行う機能（1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	(ア)	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	3,274円 5,756円	
		(イ)	保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	3,274円 5,756円	

(6) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線 (光局外スリッパを含まないものに限ります。 ) により芯に伝送を行う機能	(7) 光回線接続モジュール (光回線設備を成端する装置であつて、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。 ) においてフィルタ (保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。 ) を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,081円 2,214円
				B	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円 2,150円
				C	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,996円 2,091円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,081円 2,214円
				B	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円 2,150円
				C	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,996円 2,091円
			③ ①②以外のもの	A	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,143円 2,280円
				B	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,114円 2,215円
				C	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,056円 2,154円

		料金		
(4) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 2,081円 2,214円
		B	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 2,052円 2,150円
		C	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 1,996円 2,091円
	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 2,081円 2,214円
		B	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 2,052円 2,150円
		C	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 1,996円 2,091円
	③ ①②以外のもの	A	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 2,143円 2,280円
		B	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 2,114円 2,215円

			C	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,056円 <u>2,154円</u>	
イ	光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7)	保守の区別がタイプ1-1のもの	①	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,769円 <u>1,758円</u>
				②	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,733円 <u>1,714円</u>
				③	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,673円 <u>1,667円</u>
		(4)	保守の区別がタイプ1-2のもの	①	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,769円 <u>1,758円</u>
				②	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,733円 <u>1,714円</u>
				③	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,673円 <u>1,667円</u>
		(7)(4)以外のもの	①	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,819円 <u>1,807円</u>	

			② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,782円 1,762円	
			③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,720円 1,713円	
(7)	総合デジタル通信端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能（その接続形態が総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第2種総合デジタル通信サービス（23B+D利用であって着信専用機能を提供されるもの）に限ります。）の契約者（臨時第2種契約者及び共用契約者回線の契約者を除きます。）と同一であるものに限ります。）	ア イ以外のもの	1回線ごとに	総合デジタル通信サービス契約約款の該当する回線使用料（基本料）から当該回線使用料（基本料）の24.8%に相当する料金を減じた額	——
			イ 当社が当該協定事業者との間における接続の申込受付（申込書の修正等を含みます。）及び故障対応に関する連絡調整を行う業務を行わない場合（以下「連絡調整業務なしの場合」といいます。）	1回線ごとに	総合デジタル通信サービス契約約款の該当する回線使用料（基本料）から当該回線使用料（基本料）の35.6%に相当する料金を減じた額	——
(8)	削除	——	——	——	——	——
(9)	端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	3,476円 3,994円	——
			イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,303円 10,078円	——

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区分		単位	料金額	備考	
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場合) 光信号 主端末 回線 (光局 外スプ リッタ を含む ものに 限ります。 )により 1芯に て伝送 を行う 機能	ア 保守の区別 がタイプ1 -1のもの	(7) 令和2 年4月 1日か ら令和 3年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線ご とに	1,581円 1,549円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
		1回線ご とに	2-1-1 -1第6欄 イ(7)①欄に 規定する料 金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。	
		1回線ご とに	2-1-1 -1第6欄 イ(7)①欄に 規定する料 金額に、 305円 346円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 305円 346円 のうち、 298円 340円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。	
		(4) 令和3 年4月 1日か ら令和 4年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線ご とに	2-1-1 -1第6欄 イ(7)②欄に 規定する料 金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
		1回線ご とに	2-1-1 -1第6欄 イ(7)②欄に 規定する料 金額に、 195円 227円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 195円 227円 のうち、 191円 224円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。	
		(4) 令和4 年4月 1日以 降に適 用する 料金	1回線ご とに	2-1-1 -1第6欄 イ(7)③欄に 規定する料 金額に、 191円 212円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 191円 212円 のうち、 188円 209円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。

イ 保守の区別 がタイプ1 -2のもの	(7) 令和2 年4月 1日か ら令和 3年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線ご とに	1,581円 <u>1,549円</u> .....	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。	
		1回線ご とに	2-1-1- 1第6欄 イ(イ)①欄に 規定する料 金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。	
		1回線ご とに	2-1-1- 1第6欄 イ(イ)①欄に 規定する料 金額に、 305円 346円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる  305円 346円 のうち、 298円 340円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。	
	(4) 令和3 年4月 1日か ら令和 4年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線ご とに	2-1-1- 1第6欄 イ(イ)②欄に 規定する料 金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。	
		1回線ご とに	2-1-1- 1第6欄 イ(イ)②欄に 規定する料 金額に、 195円 227円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる  195円 227円 のうち、 191円 224円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。	
		1回線ご とに	2-1-1- 1第6欄 イ(イ)③欄に 規定する料 金額に、 191円 212円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる  191円 212円 のうち、 188円 209円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。	
	ウ アイ以外 のもの	(7) 令和2 年4月 1日か ら令和 3年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線ご とに	1,626円 <u>1,592円</u> .....	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
			1回線ご とに	2-1-1- 1第6欄 イ(イ)①欄に 規定する料 金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。

			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、 314円 355円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  314円 355円 のうち、 307円 349円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(イ)	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、 200円 235円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  200円 235円 のうち、 196円 231円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(イ)	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、 196円 218円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  196円 218円 のうち、 193円 215円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2 加算料

月額

区分		単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	203円 175円	
	イ 1芯式のもの	(イ)以外 のもの	① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	(イ)①欄に規定する料金額
			② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	(イ)②欄に規定する料金額
			③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	(イ)③欄に規定する料金額



		(4) 2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能（1芯にて伝送を行うものをいいます。）に係るもの	① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	163円 147円		
			② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	166円 150円		
			③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	167円 153円		
			ウ 削除				
(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	407円 539円	95円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	407円 539円	95円	
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	419円 555円	98円	
	(4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	412円 544円	95円	
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	412円 544円	95円	
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	424円 560円	98円	
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	406円 537円	95円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	406円 537円	95円	

		光 端 末 回 線 が 収 容 等 さ れ て い る も の	C AB以外のもの	1 光信号 分岐 端 末 回 線 ご と に	418円 553円	98円	
イ 光信号主 端 末 回 線 に 係 る 加 算 料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの		① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,769円 1,758円		—
			② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,733円 1,714円		
			③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,673円 1,667円		
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,769円 1,758円		
			② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,733円 1,714円		
			③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,673円 1,667円		
	(ウ) (7)(イ)以外のもの		① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,819円 1,807円		
			② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,782円 1,762円		
			③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,720円 1,713円		
(3) 削除							
(3) (4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの			1 回線ごとに	351円 284円		—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの			1 回線ごとに1メートルあたり	1,251円 1,371円		

(4) (5) 2-1-1-1第5欄に規定する機能に係る加算料	事業法第110条に規定する負担金に係る加算料	1 電気通信番号ごとに	合算番号単価であって、基本料の適用時期に現に適用される額	—
------------------------------------	------------------------	-------------	------------------------------	---

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区分		単位	料金額	備考			
2-1-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,581円 1,549円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、 305円 346円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 305円 346円 のうち、 298円 340円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				(4) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に 195円 227円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 195円 227円 のうち、 191円 224円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
					(7) 令和4年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、 191円 212円 を加算した料金額

						188円 209円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。
		イ 保守の区 別がタイ プ1-2 のもの	(7) 令和2 年4月 1日か ら令和 3年3 月31日 まで適 用する 料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	1,581円 1,549円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	2-1-1 -2第2欄 イ(イ)①欄に 規定する料 金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	2-1-1 -2第2欄 イ(イ)①欄に 規定する料 金額に、 305円 346円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる  305円 346円 のうち、 298円 340円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。
			(4) 令和3 年4月 1日か ら令和 4年3 月31日 まで適 用する 料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2-1-1 -2第2欄 イ(イ)②欄に 規定する料 金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	2-1-1 -2第2欄 イ(イ)②欄に 規定する料 金額に、 195円 227円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる  195円 227円 のうち、 191円 224円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。
			(4) 令和4 年4月 1日以 降に適 用する 料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2-1-1 -2第2欄 イ(イ)③欄に 規定する料 金額に、 191円 212円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる  191円 212円 のうち、 188円 209円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。
		ウ アイ以外 のもの	(7) 令和2 年4月 1日か ら令和 3年3 月31日 まで適 用する 料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	1,626円 1,592円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	2-1-1 -2第2欄 イ(イ)①欄に 規定する料 金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。

			1 光信号 主端末回 線ごとに	2-1-1 -2 第2欄 イ(ウ)①欄に 規定する料 金額に、 314円 355円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる  314円 355円 のうち、 307円 349円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。
(イ)	令和3 年4月 1日か ら令和 4年3 月31日 まで適 用する 料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	1 光信号 主端末回 線ごとに	2-1-1 -2 第2欄 イ(ウ)②欄に 規定する料 金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光信号 主端末回 線ごとに	2-1-1 -2 第2欄 イ(ウ)②欄に 規定する料 金額に、 200円 235円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる  200円 235円 のうち、 196円 231円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。
(ウ)	令和4 年4月 1日以 降に適 用する 料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	1 光信号 主端末回 線ごとに	2-1-1 -2 第2欄 イ(ウ)③欄に 規定する料 金額に、 196円 218円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる  196円 218円 のうち、 193円 215円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。

2-1-2 加算額

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考
(1)	回線終端装置の部分の加算額	専用サービス契約約款の料 金表を準用します。	—
(2)	当社の 光屋内 配線を利用す る場合 の加算 額	ア 既に設置された当社の光屋内配線を光信号端 末回線と一体として利用する場合（イ欄を適 用する場合を除きます。） 専用サービス契約約款の高 速デジタル伝送サービス の1.5Mb/s用の場合の屋内 配線専用料を2で除した額 を適用します。	

イ	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	175円 170円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	184円 177円	
		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	184円 182円	

2-1の2 ISM折返し機能

月額

区分		単位	料金額	備考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容する特定の端末回線(専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限り、)を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1Bチャンネルごとに 664円 905円	—
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+Dチャンネルごとに 43,892円 71,788円	—

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考	
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。)の相互変換を行う機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの 404円	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの 404円		
		ウ アイ以外のもの 416円		
		(1) 削除	—	—
		(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの 1,023円 599円	—
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの 1,023円 599円	
			ウ アイ以外のもの 1,054円 617円	

2-1の4 光信号多重分離機能

月額

区分		料金額	備考
光信号多重分離機能	光局内ア 1 Gbit/sタイプ	(7) 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号	① 保守の区別がタイプ1-1のもの 143円 178円

当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能		端末回線の最大収容数が4のもの	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	143円 178円	—
			③ ①②以外のもの	147円 183円	
			(イ) 光信号端末回線の最大収容数が8のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	
	イ 10Gbit/sタイプ	光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	216円 3,200円	—
			③ ①②以外のもの	222円 3,296円	
			① 保守の区別がタイプ1-1のもの	423円 415円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	423円 415円	
			③ ①②以外のもの	436円 427円	

2-2 端末系交換機能

区分	単位	料金額	備考		
(1) 加入者交換機能	加入者交換機（簡易型交換機（契約者回線を収容する交換設備のうち当社が指定する交換機をいいます。以下同じとします。）及び加入者交換機と端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含みます。以下料金表第1表第1において同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに	0.49208円	—	
		1秒ごとに	0.038756円	—	
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.1086円	—	
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1通信ごとに	0.0998円	—	
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	10,166,667円	—	
(5) 削除				—	
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用料金を当社が回収する場合において、当該利用料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00004148円	—
		イ 番号案内サービス接続機能（端末回線線端等接続）を利用する場合	1案内ごとに	0.00004884円	
		ウ 削除			
		エ 市内通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00005226円	

			オ リレーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00006139円	
(7) 加入者交換機回線対応部専用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機接続回線を収容する機能			24回線 (1.5Mbit/s相当) ごとに月額	16,223円	—
(8) 加入者交換機回線対応部共用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備 (中継伝送共用機能に係るものに限ります。) を収容する機能			1 秒ごとに	0.0023070円	—
(9) 端末系ルータ交換機能	一般収容局ルータにより通信の交換を行う機能	ア 1Gbit/sタイプ	(7) (イ)以外のもの	1 装置ごとに月額	395,595円 448,121円	—
			(イ) 専らIP電話の提供の用に供するもの	1 装置ごとに月額	512,255円 413,333円	
		イ 10Gbit/sタイプ	1 装置ごとに月額	705,208円 694,904円	—	
(10) 一般収容局ルータ優先パケット識別機能	一般収容局ルータにおいて、優先パケット (最優先クラス、高優先クラス及び優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットをいいます。以下、同じとします。) 等を識別する機能	ア 1 Gbit/sタイプ	(7) SIPサーバを用いて制御するもの	1 チャネルごとに月額	2.07円 2.23円	—
			(イ) 優先クラスを識別するもの	1 契約数ごとに月額	2.31円 2.45円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1 装置ごとに月額	8,234円 8,902円	
		イ 10Gbit/sタイプ	(7) 優先クラスを識別するもの	1 契約数ごとに月額	2.31円 2.45円	
		(イ) (7)以外のもの (SIPサーバを用いて制御しないものに限ります。)	1 装置ごとに月額	23,817円 23,468円		

2-3 市内伝送機能

区分	単位	料金額	備考	
市内伝送機能	市内中継交換機 (中継交換機のうち市内通信の交換を行うものをいいます。以下同じとします。) と加入者交換機との間の伝送路設備、加入者交換機相互間の伝送路設備、市内中継交換機により、同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1 通信ごとに	0.077803円	—
	1 秒ごとに	0.0076644円		



2-4 中継系交換機能

区分		単位	料金額	備考	
(1) 中継交換機能	市外中継交換機（中継交換機であって市内中継交換機以外のものをいいます。以下同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに	0.077803円	――	
		1秒ごとに	0.00068649円		
(2) 中継交換機回線対応部専用機能	当社の中継交換機回線対応部に中継交換機接続回線を収容する機能	24回線（1.5Mbit/s相当）ごとに月額	1,124円	――	
(3) 中継交換機回線対応部共用機能	当社の中継交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに	0.00016156円	――	
(4) 関門系ルータ交換機能	関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信の交換を行う機能	ア 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するものうちPPPoE方式で接続する場合	1装置ごとに月額 247,594円 454,486円	――	
		イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するものうちIPoE方式で接続する場合	月額	15,398,917円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(7) 東京都内の設置場所において接続する場合	月額	3,000,500円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(4) 千葉県内の設置場所において接続する場合	月額	3,000,083円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(5) 埼玉県内の設置場所において接続する場合	月額	3,342,750円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(イ) 神奈川県内の設置場所において接続する場合	月額	2,733,250円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(オ) 茨城県内及び栃木県内の設置場所において接続する場合	月額		IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。

(カ) 北海道内の設置場所において接続する場合	月額	2,849,333円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(キ) 宮城県内及び山形県内の設置場所において接続する場合	月額	2,944,500円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ク) 群馬県内及び山梨県内の設置場所において接続する場合	月額	2,849,333円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(7) 大阪府内の設置場所において接続する場合	月額	15,171,167円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(イ) 兵庫県内の設置場所において接続する場合	月額	3,460,583円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ウ) 愛知県内の設置場所において接続する場合	月額	3,930,083円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(I) 広島県内の設置場所において接続する場合	月額	3,503,250円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(オ) 福岡県内の設置場所において接続する場合	月額	3,889,417円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。

	ウ 第5条（標準的な接続箇所） 第1項の表中第7-2欄で接続する場合	1ポートごとに月額	1,291,667円 1,666,667円	——
--	---------------------------------------	-----------	--------------------------	----

2-4の2 音声パケット変換機能

区分		単位	料金額	備考
音声パケット変換機能	I G Sで接続し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	1秒ごとに	0.0012940円 0.0021082円	——

2-5 中継伝送機能

2-5-1 中継伝送共用機能

区分		単位	料金額	備考
中継伝送共用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を当社及び協定事業者が共用して通信を伝送する機能	1秒ごとに	0.0033274円	——

2-5-2 中継伝送専用機能の基本額

2-5-2-1 基本料

区分		単位	料金額	備考	
中継伝送専用機能	ア 同一通信用建物内に終始する場合	(7) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	8,802円	——
			24回線を超える24回線ごとに月額	8,340円	
		(4) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	79,694円	
			672回線相当月額	79,232円	
		(4) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	238,159円	
			2,016回線相当月額	237,696円	
	イ ア以外の場合であって同一の料金区域に終始する場合	(7) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	9,608円	
			24回線を超える24回線ごとに月額	9,146円	
		(4) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	87,347円	
			672回線相当月額	86,885円	

		(㊦) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	261,116円	
			2,016回線相当月額	260,654円	
	ウ アイ以外の場合	(㊦) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	10,093円	——
			24回線を超える24回線ごとに月額	9,631円	
		(㊦) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	91,954円	
			672回線相当月額	91,492円	
		(㊦) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	274,937円	
			2,016回線相当月額	274,475円	

2-5-2-2 加算料

区分		単位	料金額	備考
(1) 2-5-2-1ウ欄に規定する中継伝送専用機能を利用する区間の距離が10kmを超える場合の加算料	(㊦) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	10kmを超えるごと 24回線ごとに月額	25円	——
	(㊦) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	10kmを超えるごと 672回線ごとに月額	234円	
	(㊦) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	10kmを超えるごと 2,016回線ごとに月額	703円	
(2) 中継伝送専用機能を利用して当社が別に定める通信用建物と異なる市外中継交換機に接続する場合等の加算料	(㊦) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線ごとに月額	806円	——
	(㊦) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	7,652円	
	(㊦) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	22,957円	

2-5-2の2 中継交換機接続用伝送装置利用機能

区分	単位	料金額	備考
中継交換機接続用伝送装置利用機能	672回線 (50Mbit/s相当) ごとに月額	19,578円	

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区分	料金額	備考	
一般光信号中継伝送機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	1.251円	—
		1.371円	
	イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	1.251円	
		1.371円	

2-5-3-2 特別光信号中継伝送機能に係る基本料

1波長ごとに月額

区分	料金額	備考
特別光信号中継伝送機能	<p>特別光信号中継伝送機能に係る基本料については、次の算出式により、波長分割多重回線（特別光信号中継回線から波長分割多重装置を除いた部分をいいます。以下同じとします。）に係る利用区間ごとの料金額を算定し、それらの料金額を合計して適用します。</p> $\text{波長分割多重回線に係る利用区間ごとの料金額} = \frac{\text{波長分割多重回線の利用料} \times \text{波長分割多重回線の距離} \times \text{波長分割多重回線の回線数} \times \text{波長分割多重装置に係る費用}}{\text{波長分割多重回線に係る利用区間ごとの利用波長数}}$ <p>ア 波長分割多重回線の利用料は、2-5-3-1（一般光信号中継伝送機能に係る基本料）に規定する料金額を準用するものとし、波長分割多重回線の距離は、そのケーブルの長さにより算出します。</p> <p>イ 波長分割多重装置に係る費用は、第2（網改造料）2（料金額）2-1（算出式）に規定する算出式を用いて算定するものとし、</p> <p>ウ 利用波長数には、第34条の7（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第5項の規定により利用を開始したもののみならず特別光信号中継回線に係る波長数を含むものとし、</p>	—

2-5-3-3 加算料

月額

区分		単位	料金額	備考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	351円 ----- 284円 -----	
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1.251円 ----- 1.371円 -----	—

- 2-6 通信路設定伝送機能 (NTT東日本の場合)
- 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
- 2-6-1-1 基本料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考	
		右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を受容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	7,832円	7,034円	
		専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	7,557円	5,414円	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を受容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	83,625円	82,827円
			エコノミークラスのもの	7,414円	6,660円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	7,553円	6,784円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	7,832円	7,034円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	97,734円	96,134円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	11,100円	9,592円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	11,313円	9,776円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	11,742円	10,142円
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	111,783円	109,385円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	125,870円	122,674円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	154,046円	149,250円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	182,218円	175,826円
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	238,572円	228,979円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	323,092円	308,708円
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	407,619円	388,438円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	407,619円	388,438円
1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	110,720円	92,624円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	112,924円	94,468円		
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	117,337円	98,156円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	675,280円	640,912円		
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	957,028円	906,675円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	957,028円	906,675円		
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,224,690円	1,159,150円		
	エコノミークラスのもの	2,849,246円	2,717,390円		
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,906,223円	2,771,729円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	3,020,177円	2,880,407円		

2-6-1-2 加算料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考	
		通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物の10kmごとの加算料		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を受容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	1,110円	2,664円	
		専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	2,040円	2,347円	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を受容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,110円	2,664円
			エコノミークラスのもの	1,050円	2,513円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,070円	2,563円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,110円	2,664円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,230円	5,328円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,100円	5,026円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,140円	5,127円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,230円	5,328円
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,340円	7,991円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	4,450円	10,655円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	6,680円	15,983円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	8,900円	21,310円
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	13,360円	31,965円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	20,030円	47,948円
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	26,710円	63,931円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	25,200円	60,312円
1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	25,700円	61,518円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	26,710円	63,931円		
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	47,860円	114,543円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	70,120円	167,818円		
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	91,270円	218,430円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	66,420円	1,514,048円		
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	67,750円	1,544,329円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	70,410円	1,604,891円		

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を受容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		6,946円
		専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの		5,326円
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を受容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	64kbit/sの符号伝送が可能なもの		82,739円
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの		109,121円
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの		148,722円
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの		227,923円
			1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの		386,326円
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの		901,132円		
	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの		1,151,936円	

2-6 通信路設定伝送機能 (NTT西日本の場合)  
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額  
 2-6-1-1 基本料

			1回線ごとに月額			
区 分			料金額		備考	
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を送受信する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	8,216円	7,314円	—
			専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの			
	イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	31,977円	31,075円	—
			エコノミークラスのもの	7,785円	6,936円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	7,930円	7,062円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	8,216円	7,314円	
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別が上記以外のもの	39,694円	37,896円	
			エコノミークラスのもの	11,511円	9,813円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	11,728円	9,997円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	12,161円	10,363円	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別が上記以外のもの	47,325円	44,625円	
			エコノミークラスのもの	55,016円	51,415円	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	70,395円	64,996円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	85,775円	78,578円	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別が上記以外のもの	116,537円	105,739円	
			エコノミークラスのもの	162,678円	146,480円	
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	208,820円	187,223円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	208,820円	187,223円	
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	140,739円	120,363円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	143,539円	122,758円	
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別が上記以外のもの	149,144円	127,547円			
	エコノミークラスのもの	347,248円	309,448円			
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	493,360円	438,466円			
	保守の区別がタイプ1-2のもの	631,789円	560,692円			
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別が上記以外のもの	4,307,130円	3,872,709円			
	エコノミークラスのもの	4,393,257円	3,950,150円			
ウ 削除		保守の区別がタイプ1-2のもの	4,565,518円	4,105,033円		
			-	-		

2-6-1-2 加算料

			1回線ごとに月額			
区 分			料金額		備考	
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当該機能の距離から社別に定める通信用建物以外の場合の加算料		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を送受信する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	830円	3,117円	—
			専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの			
	イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	830円	3,117円	—
			エコノミークラスのもの	780円	2,941円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	800円	3,000円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	830円	3,117円	
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,650円	6,235円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,560円	5,882円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,590円	6,000円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,650円	6,235円	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別が上記以外のもの	2,480円	9,352円	
			エコノミークラスのもの	3,310円	12,470円	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	4,960円	18,705円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	6,610円	24,940円	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別が上記以外のもの	9,920円	37,410円	
			エコノミークラスのもの	14,880円	56,114円	
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	19,840円	74,819円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	18,720円	70,584円	
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	19,090円	71,996円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	19,840円	74,819円	
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別が上記以外のもの	34,730円	130,933円			
	エコノミークラスのもの	50,430円	190,165円			
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	65,320円	246,279円			
	保守の区別がタイプ1-2のもの	53,720円	732,646円			
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	54,790円	747,299円			
	保守の区別がタイプ1-2のもの	56,940円	776,605円			
ウ 削除			-	-		
			-	-		

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

			1回線ごとに月額		
区 分			料金額		備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を送受信する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	7,321円	
			専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
	イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの		6,697円	—
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	31,082円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの		37,911円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの	44,647円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの		51,445円	
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの	65,041円	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの		78,637円	
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの	105,828円	
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの		146,614円	
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	187,401円	
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの		309,760円	
			4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	438,919円	
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの		561,278円			
	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの				



2-6の2 削除

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。）	247,917円	—
		325,000円	

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区分		料金額	備考	
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（都道府県の区域における通信に係るものに限ります。）	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	—	
				53,957円
				73,173円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの		71,259円
				94,376円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの		83,872円
				109,595円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの		94,142円
				121,663円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの		103,132円
				132,157円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの		111,057円
				141,392円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの		118,130円
	149,681円			
80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	124,563円			
	157,340円			
90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	130,783円			
	164,054円			
100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	136,364円			
	170,769円			
200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	180,452円			
	220,589円			
300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	212,818円			
	256,551円			
400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	239,218円			
	285,898円			
500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	261,994円			
	310,836円			
600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	282,000円			
	332,939円			
700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	300,302円			
	352,837円			

	800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	317,111円 371,160円
	900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	332,855円 388,224円
	1Gbit/sの符合伝送が可能なもの	347,533円 404,027円
	2Gbit/sの符合伝送が可能なもの	462,137円 527,732円
	3Gbit/sの符合伝送が可能なもの	546,480円 618,679円
	4Gbit/sの符合伝送が可能なもの	616,118円 694,193円
	5Gbit/sの符合伝送が可能なもの	676,592円 759,627円
	6Gbit/sの符合伝送が可能なもの	730,460円 818,763円
	7Gbit/sの符合伝送が可能なもの	779,639円 872,859円
	8Gbit/sの符合伝送が可能なもの	825,195円 922,860円
	9Gbit/sの符合伝送が可能なもの	867,768円 970,026円
	10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	907,784円 1,014,673円

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区分		料金額	備考
イーサネット フレーム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能（単位 料金区域におけ る通信に係るも のに限ります。）	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	165,484円 207,133円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	218,635円 267,122円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	257,418円 310,168円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	289,017円 344,295円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	316,697円 373,964円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	341,112円 400,066円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	362,914円 423,492円

80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	382,757円 445,135円
90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	401,947円 464,102円
100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	419,178円 483,069円
200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	555,563円 623,695円
300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	656,028円 725,083円
400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	738,207円 807,743円
500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	809,282円 877,918円
600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	871,867円 940,068円
700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	929,228円 995,974円
800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	982,016円 1,047,422円
900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	1,031,540円 1,095,303円
1 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,077,797円 1,139,617円
2 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,441,756円 1,485,549円
3 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,712,975円 1,738,737円
4 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,939,130円 1,948,227円
5 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,137,201円 2,129,180円
6 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,315,027円 2,292,298円
7 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,478,484円 2,441,147円
8 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,630,838円 2,578,403円
9 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,774,049円 2,707,633円

	10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,909,423円
		2,829,729円

2-7 信号伝送機能

区分		単位	料金額	備考
共通線信号網利用機能	ア 削除	1信号ごとに	0.011636円	—
	イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能			国際系事業者、中継事業者又は特定端末系事業者に適用しません。
	ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能			—

2-7の2 SIPサーバ機能

区分		単位	料金額	備考
SIPサーバ機能	一般収容局ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	1通信ごとに	0.78762円 0.64205円	—

2-8 番号案内機能等

区分		単位	料金額	備考	
(1) 番号案内サービス接続機能（中継交換機等接続）	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台（オペレータを含みます。以下同じとします。）、その附帯設備（特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。）を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	190円 160円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用しません。	
(2) 番号案内サービス接続機能（端末回線線端等接続）	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	アイ以外の場合	1案内ごとに	192円 163円	第4条（端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等）に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
		イ 音声利用IP通信網サービスの契約者同一の接続形態により接続する場合	1案内ごとに	191円	
(2) -2 NPS交換機利用機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機（番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。）及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	43円 28円	特定端末系事業者に適用します。	

(3) 番号データベース接続機能	ア 削除	—	—	—	
	イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	41.16円 21.25円	特定端末系事業者に適用しません。	
	ウ～エ 削除	—	—	—	
(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能	1番号ごとに	8.46円	番号情報データベース登録事業者に適用しません。	
(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	ア イ以外の場合	1番号ごとに	7.35円	番号情報データベース利用事業者に適用しません。
		イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1番号ごとに	9.07円	番号情報データベース利用事業者に適用しません。

2-9 削除

2-10 公衆電話機能  
2-10-1 基本料

	区分	単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	2.9548円 2.1226円	—
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	2.0882円 2.0547円	—

2-10-2 加算料

	区分	単位	料金額	備考
(1) 2-10-1第1欄に規定する機能に係る加算料	事業法第110条に規定する負担金に係る加算料	1秒ごとに	合算番号単価に公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び12を乗じて得た額を公衆電話発信機能に係る算定対象需要実績で除して得た額	—

(2) 2-10-1第2欄に規定する機能に係る加算料	事業法第110条に規定する負担金に係る加算料	1秒ごとに	合算番号単価にデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び12を乗じて得た額をデジタル公衆電話発信機能に係る算定対象需要実績で除して得た額	—
----------------------------	------------------------	-------	---	---

2-11 その他の機能

区分	単位	料金額	備考		
(1) 市内通信機能	加入者交換機能と市内伝送機能を併用して、相互接続通信において同一単位数料金額内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.61319円	中継事業者に適用します。	
		1秒ごとに	0.066312円		
(2) リルーティング通信機能	加入者交換機能、市内伝送機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、中継事業者が提供する仮想私設網サービス（以下「VPNサービス」といいます。）に係るリルーティング通話等の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.74826円	中継事業者に適用します。	
		1秒ごとに	0.072422円		
(3) リルーティング指示に係る網保留機能	中継事業者が提供するVPNサービスに係るリルーティング通話を行うにあたって、リルーティング指示信号を受信してリルーティングを行うまでの間、加入者交換機、市外中継交換機及び加入者交換機と市外中継交換機間の伝送路設備を保留する機能	1通信ごとに	0.020357円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。	
(4) 音声ガイダンス送出用接続通信機能	ア 加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.043723円	—	
	イ 加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.048061円	—	
(5) 削除	—	—	—	—	
(6) リダイレクション網使用機能	ア 当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	0.051753円	携帯・自動車電話事業者、国際系事業者、中継事業者、PHS事業者又は端末系事業者に適用します。	
	イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	0.044337円		
(7)～(11) 削除	—	—	—	—	
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア イ以外のもの	1回線ごとに月額	37円 43円	—
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄(7)欄及びイ(7)欄に係るもの	1回線ごとに月額	37円 51円	
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	41円 25円	—	
(14) 削除	—	—	—	—	
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	37円 51円	—	

(16) I P通信網回線管理機能	協定事業者のI P通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	37円 51円	—
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	37円 51円	—
(17) -2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	37円 51円	—
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1光信号分岐端末回線ごとに月額	37円 51円	—
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	351円 284円	—
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	1,251円 1,371円	—
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	37円 51円	—
(21) ~ (22) 削除					
(22) (23) 波長多重機能	光局内スプリッタにおいて、専らI P通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	ア イ以外の場合	月額	736円	—
		イ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	月額	181円 196円	—
(23) (24) 一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般收容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般收容局ルータで接続し、I P通信網（専らI P電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（S I Pサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、L A Nインタフェースにより1Gbit/s の符号伝送が可能なものに限ります。）		一般收容局ルータにおける1 I P通信網收容装置ごとに月額	1,064,476円 1,381,133円	—
(24) (25) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般收容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能、S I Pサーバ機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続し、I P通信網（専らI P電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（L A Nインタフェースにより10Gbit/s の符号伝送が可能なものに限ります。）		1ポートごとに月額	5,333,333円 5,020,833円	—

(25) (26) 閉門交換機接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、中継交換機能、音声パケット変換機能、SIPサーバ機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.78762円 0.64205円	—
		1秒ごとに	0.0017711円 0.0025740円	—

2-1-2 端末間伝送等機能

2-1-2-1 基本額

区分				減額率	料金額	備考
端末間伝送等機能	第5条(標準的接続箇所)表中第1欄で接続する場合において、その接続形態が当社の契約者と同一となる機能	当社の専用サービスと同一のもの	ア 一般専用に係るもの	(7) (イ)以外のもの 3.5%	専用サービス契約約款の該当する基本額から基本額に減額率を乗じた額を減じた額	—
				(イ) 連絡調整業務なしの場合 9.5%		
			イ 高速デジタル伝送に係るもの	(7) (イ)以外のもの 8.6%		
				(イ) 連絡調整業務なしの場合 21.6%		
		ウ 削除				

2-1-2-2 加算額

区分	料金額	備考
回線終端装置の部分の加算額	専用サービス契約約款の料金表を準用します。	—

2-1-3 ルーティング伝送機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 削除			—
(2) 一般中継系ルータ交換伝送機能	一般中継局ルータ等により通信の交換及び伝送を行う機能(優先パケットに係る交換及び伝送を行う機能を含む。)	ア 最優先クラス 1Mbitまでごとに月額	0.00011796円 0.00020599円
		イ 高優先クラス 1Mbitまでごとに月額	0.00011702円 0.00020437円
		ウ 優先クラス 1Mbitまでごとに月額	0.00010953円 0.00018965円
		エ ベストエフォートクラス 1Mbitまでごとに月額	0.000093618円 0.00016349円

2-1-4 網同期クロック供給機能

区分	料金額	備考
網同期クロック供給機能	36,636円 22,705円	—